

令和4年（2022年）6月15日

新有権者へのお知らせハガキについて

1. 目的

18歳を迎えた新有権者に対し、選挙人名簿へ登録されたことをお知らせするハガキを送付することで、若年層の選挙への関心を高め、投票率の向上を図る。

2. 対象者

年齢満18歳に到達後、初めて選挙人名簿に登録された新有権者。

ただし、初回は、令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙の選挙期日の翌々日以降に満18歳となった方を対象に送付します。

3. 送付時期

選挙人名簿の定時登録（3月、6月、9月、12月の1日）及び選挙時登録（選挙の公示日又は告示日の前日）後に送付します。

ただし、初回は、第26回参議院議員通常選挙の入場整理券と同時に送付します。

4. お知らせハガキの内容

別紙参照

問い合わせ 総合行政委員会事務局（担当／上尾）☎072-366-0011

(表面)

郵便はがき



郵便区内特別

桜も笑顔も満開な街 35th
大阪狭山市市制施行35周年



大阪狭山市選挙管理委員会

大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1

TEL 072-366-0011

FAX 072-366-6800

e-mail senkan@city.osakasayama.osaka.jp

(裏面)

新有権者のみなさまに大切なおしらせ

新有権者のみなさま、おめでとうございます。
このたび、18歳になられたあなたを大阪狭山市の
選挙人名簿に登録をしましたので、お知らせしま
す。
選挙の際は、大阪狭山市で投票することができます。
選挙はあなたの声を政治に届ける大切な手
段です。
7月10日の参議院議員通常選挙、あなたの大切
な一票を、投票してみませんか。



令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙の選挙期日の翌々日以降に
満18歳となった方を対象に送付しています。